

(1) 学校生活

蒲郡東高等学校生徒としての誇りと自覚のもとに、誠実で規律正しい生活を送ろう。

新しい生活が始まります。学校生活のきまりや、ルールも中学校とは異なりますので、有意義な学校生活を送るために生徒心得をしっかり理解しておきましょう。

◇校内の生活では、次の事柄をよく守ろう。

ア 本校生徒としての品位を保ち、公衆道徳・交通ルールを守って、事故のないように通学する。

イ 時間に余裕を持ち、8時45分には学校に到着できるようにする。

ウ お互いの人格・人権を尊重し、いじめなど絶対にしない。

エ 声を出して朝夕のあいさつをする。来校者にもあいさつをする。

オ 校内は常に清潔整頓に努め、落ち着いた静かな雰囲気での学習できるように心がける。

カ 学校生活に必要な物品や不要な現金、特に高価な物は持参しない。もし、持参した場合には必ず持ち帰る（電子辞書など）。

キ 登校後はむやみに校外に出てはならない。

ク 身分証明書を紛失した場合は、すぐにHR担任に申し出て再発行を受ける。

ケ 下校の際は教室その他使用した場所の戸締まりをする。

コ 男女ともに高校生らしい清潔端正な制服姿であること。

スカートが短い、ボタンを留めていないなどの制服の着崩しを禁止する。

サ 男女ともに高校生らしい清潔な髪型であること。

パーマネント（ストレートパーマ、ヘアーアイロンを含む）、染色、脱色、華やかな装飾は禁止する。

シ 授業を真剣に受講すること。以下の授業行為は特別指導の対象となる場合がある。

① 怠学 ② 授業中抜け ③ 授業妨害 ④ 暴言 ⑤ 無断早退 ⑥ 他生徒への迷惑行為

ス 紛失物・拾得物のあった場合

盗難にあった場合には、速やかに生徒指導部に届け出る。

【盗難届】

セ 規定以外の服装で登校しなければならない時

平素は服装規定に従うものとする。ただし、やむを得ない事情で規定以外の服装をするときには事前に担任・生徒指導部に届け出て許可を得る。

【異装許可願】

ソ 校内の施設設備や器具・庭木等の公共物を破損した時

校内の施設設備や器具等の公共物は大切に使用する。もし、破損した時は、すぐに担任・係職員に申し出る。

【破損届】

◇欠席・遅刻・早退をする時の注意・手続

ア 欠席・遅刻の連絡

8時30分までに学校連絡（保護者）

① 病気その他の理由で欠席または遅刻をするときは、必ず学校に連絡する。

② 事前にわかっている場合はHR担任に申し出る。

③ 当日の場合は、8時30分までに学校へ保護者から連絡をする。

（保護者が連絡できない場合は、本人からその理由を述べて連絡する。）

④ 連絡する事柄

ア 学年・組・生徒氏名

イ 欠席または遅刻の理由

ウ 連絡者と生徒との続柄

⑤ 次の場合は忌引きとし、出席すべき日数には含まれない。

一親等（父母） 7日以内

二親等（祖父母、兄弟姉妹） 3日以内

三親等（曾祖父母、伯叔父母） 1日

イ 遅刻をした時の手続

職員室 → 「遅刻カード」に必要事項を記入 → 許可印 →

遅刻カードを持参して教室へ移動→ST中はHR担任、授業中は教科担任に遅刻カードを提出

① 教室へ入る前に必ず職員室に立ち寄る。

② 職員室にいる先生に「学年・組・氏名」を告げ、「遅刻カード」をカードボックスから出す。

- ③ 遅刻カードに必要事項を記入する。
- ④ 許可印をもらい、遅刻カードを受け取り、教室へ行く。
- ⑤ ST 中の場合は HR 担任に、授業中の場合は教科担任に遅刻カードを渡す。
(原則、遅刻カードがないと入室は許可されない。)

ウ 遅刻に関する注意事項

遅刻者指導 (遅刻過多の指導)

5 回	反省文 5 枚・保護者連絡 (担任) ・生徒指導部 学年担当指導・保護者宛警告文発送
10 回	反省文 5 枚・保護者連絡 (担任) ・生徒指導部長指導・保護者宛警告文発送
15 回以上	学年主任→生徒指導部長→教頭→校長による段階指導 (15 回目 (学年主任指導) から保護者同伴指導)

- ① ST 開始時 (8 時 50 分のチャイムの鳴り終わり) には自分の席に着席していること。
- ② 授業に 25 分以上出席しないと欠課になる。
- ③ 特別な事情のない遅刻 (寝坊など) が増えた場合には、上記規定に従い指導を行う。
- ④ JR 電車の遅延の取り扱いは、三河大塚駅に定刻 8 時 35 分以前に到着する電車が遅延した場合に限り、遅刻としてカウントしない。

エ 早 退

担任申し出 → 家庭連絡 → 「早退届」用紙に所定事項を記入 → 防犯ブザー受け取り
→ 下校 → 帰宅後、学校連絡

- ① 担任 (不在時は副担任) に申し出て、「早退届」用紙に所定事項を記入し、許可印をもらう。
- ② 体調不良の場合は保健室に申し出て、養護の先生の指示を受け、担任に申し出る。
- ③ 帰宅したら学校に連絡する。
- ④ 防犯ブザーの貸し出しを受ける。次回登校日に返却すること。

◇ 貴重品等の管理について

学校生活に必要な物品や不要な現金、特に高価な物は持参しない。もし、持参した場合には必ず持ち帰る (電子辞書など)。

ホームルーム以外での授業や体育等で自分の教室をあける時は、貴重品の自己管理を徹底し、教室施錠係が教室の施錠を必ず行う。

ア 貴重品の自己管理を徹底する。

イ スリッパは足の甲 (上面) の白ヌキの部分に、マジックインキで氏名のみを記入する。

ウ 教科書ノート等の学習用具等の所持品にも、学年・組・番号・氏名を書く。

◇ スマートフォン・携帯電話・ウェアラブル端末について

携帯電話指導

- (1) 8 時 35 分のチャイムから帰りの ST 終了まで校内の使用を禁止する。この時間以外においては、保護者への送迎連絡・学習や進路といった必要最低限の使用を認める。尚、マナーを逸脱した使用については禁止する。
- (2) スマートフォン・携帯電話・ウェアラブル端末の預かり指導は、朝の ST から帰りの ST までとする。
- (3) 2 回目以降は、預かりの期間・反省文を加算して指導する。
- (4) 校内のスマートフォン・携帯電話・ウェアラブル端末指導

放課中の指導	生徒指導部 学年担当指導	当日預かり	反省文 1 枚 (保護者、担任確認)
授業中の指導	生徒指導部 学年担当指導	3 日預かり	反省文 5 枚 (保護者、担任確認)
授業中の指導 2 回目	生徒指導部長指導		

ア スマートフォン・携帯電話・ウェアラブル端末を校内に持ち込む場合は、電源を切ってカバン等で保管する。

イ スマートフォン・携帯電話・ウェアラブル端末の使用 (授業中の着信音も含む) を注意された場合は、指摘を受けた先生に電源を切ったスマートフォン・携帯電話・ウェアラブル端末を預ける。

ウ 預けたスマートフォン・携帯電話・ウェアラブル端末は、当日の帰りの ST 終了後ただちに生徒指導室に取りに来る。その際、上記規定に従い指導を受ける。

エ 個人所有端末の不適切使用についても、上記の反省文指導を行う。

(2) 校外・家庭での生活

みなさんは学校から出ると、それぞれが、立派な青年として扱われる年齢に達しています。卒業するまでは、蒲郡東高校生として社会からも注目されています。蒲郡東高校生としての誇りと自覚をもち、常に品位を保つように心がけましょう。

◇家庭および校外でも、次のことを心得て高校生らしいふるまいをしましょう。

▽ 絶対してはならないこと

- ① いじめ、恐喝、暴力行為
- ② 交通事故、交通非行（無免許運転、運転免許取得など）
- ③ 深夜はいかい
- ④ 無断アルバイト
- ⑤ 喫煙・飲酒
- ⑥ 覚せい剤、危険ドラッグなどの薬物乱用
- ⑦ 不健全娯楽
- ⑧ 不健全男女交際（「出会い系サイト」への接続、「出会い系カフェ」への出入り）
- ⑨ 法で規制されている危険な物(ナイフなど)の所持・携帯
- ⑩ 乗物盗・万引き等の窃盗
- ⑪ 家出
- ⑫ 不良交遊のきっかけとなるような場所や危険箇所への立ち入り禁止
- ⑬ ホームレス等の社会的弱者に対する差別・偏見
- ⑭ SNS等での誹謗中傷
- ⑮ 闇バイト

*上記の行為は特別指導の対象となる場合がある。

- ア 自学自習の習慣を身に付ける。家庭学習は1日少なくとも2時間以上する。
- イ 公衆道徳を守り、校外にあっても本校生徒としての自覚と誇りをもって行動する。
- ウ 家庭に無断で外出したり、無断で外泊したりしてはならない。外出するときには、行き先、帰宅時間、同行者（友達など）を明確にしておく。なお、午後10時以降夜間の外出はしない。（午後11時以降は保護者同伴であっても条例により、補導の対象として規制が厳しくなっている。）
- エ 物品の売買、賭け事、金品の貸借をしない。
- オ 登校・下校の途中に喫茶店・カラオケ店・ゲームコーナー等に入らない。
- カ おどし・たかり等、暴行や脅迫をうけたら直ちに警察・家庭・学校へ連絡する。
- キ 校外にあつて警察官や巡視中の補導員に補導された場合には、ただちにHR担任に申し出る。

ク 以下の行為は特別指導の対象となる場合がある。

- ① 18歳未満（高校生）出入り禁止場所への出入り
- ② 他人の持ち物を無断で使用し、持ち出すこと。
- ③ 無断外泊
- ④ おどし・たかり等、暴行や脅迫行為
- ⑤ その他の法令違反
- ⑥ 他人への迷惑行為

ケ アルバイト

- ① 原則として認めない。
特に事情のある生徒は所定の手続きをした上で許可を受ける。 【アルバイト届】
- ② 以下の生徒は許可の取り消しまたは許可をしない。
 - a 成績不振科目がある生徒
 - b 生活習慣（欠席、遅刻、早退など）に乱れがある生徒
 - c 校則（身だしなみ指導、スマートフォン・携帯電話・ウェアラブル端末指導など）を遵守しない生徒
 - d 学校の教科指導、生徒指導に従わない生徒

コ 生徒だけで宿泊を伴う旅行・キャンプ等に行く時

- ① 登山・キャンプ・海外旅行等を実施する場合は、詳しい計画書を添えて旅行届を提出する。 【旅行届】
- ② 冬山の登山は禁止する。

(3) 服装規定

清潔端正を旨とし、本生徒としての品位を保つように心掛ける。

1 学期入学式・始業式、2 学期終業式、3 学期始業式・終業式及び卒業式等の式典においては冬の制服スタイルとし、男子は襟カラーを付ける。なお、上記以外については、下記のどの制服スタイルでも良いものとする。

冬の制服スタイル

*女	① 本校規定のブレザー着用。前ボタンは全て留めること。 ② ブレザーの下には本校指定の白ブラウスとリボン着用 ③ カーディガンは本校指定のもののみ着用を認める。 ④ 登下校時はブレザーを必ず着用すること。
*男	① 黒学生服の着用。前ボタンは全て留めること。 ② 白長袖シャツは黒学生服から出ないように着用すること。 ③ 登下校時は黒学生服を必ず着用すること。
*男女とも校章を上着の所定の位置に付ける。	

合服の制服スタイル

*女	① 本校規定の白ブラウス（リボン着用） ② カーディガン着用は、本校指定のもの以外は認めない。 ③ カーディガンのみの登下校を認める。
*男	① 本校規定の白長袖シャツ ② 白長袖シャツのみの登下校を認める。

夏の制服スタイル

*女	① 本校規定の白の半袖ブラウス ② 白ブラウスの下に必ず肌着を着用する。 ③ 登下校時のカーディガン着用は認めない。
*男	① 本校規定の半袖開襟シャツ ② 半袖開襟シャツの内の肌着は華美でないものを着用すること。
*クーラー 対策	① 着用可能期間は、クーラー稼働時のみ認める。 ② 着用可能場所は、校舎内のみ認める。 ③ 本校指定の体育ジャージ及びカーディガンの着用を認める。

熱中症対策

- ① 無地半袖のポロシャツの着用を可とする。ただし、色は白・黒・紺・灰とする。
 - ② 着用場所については問わない。ただし、体育の授業は体育着を着用する。
- ※ 着用可能期間 7月～9月

冬の防寒着

登下校時の 防寒着	① 学生服やブレザーの上から着用するもの。 ② 部活動で購入したグラウンドコート類は着用を認める。 ③ マフラー等の着用を認める。
制服の中の 防寒着	① 制服から、はみ出させないこと（そで、腰、首、脚）。
※ 着用可能期間 11月～3月	

*その他の注意事項（通年）

- (1) スカート
 - ア) 膝小僧上部の長さで指導する。
 - イ) ベルト使用は認めない。
 - ウ) 切ったスカートは生徒指導部で預かり指導。家庭連絡をして、再購入の依頼をする。
- (2) 男子の上着及びズボン
 - ア) 標準型学生服（黒）で標準マークつきのものが望ましい。
 - イ) いわゆる短ラン・長ラン等の変形学生服は不可
 - ウ) 教室内で上衣を脱ぐ時は本校規定の合服もしくは夏服を着用すること。
 - エ) ズボンは標準型ズボン（黒）で標準マークつきのものが望ましい。
 - オ) ボンタン等の変形（極端に太いもの・極端に細いもの）は禁止する。
- (3) 装飾品
 - ア) 頭髪を整えるための華美でないゴムバンド・リボンなどの使用を認める。
 - イ) ブレスレット、カラーコンタクト等の装飾品着用は禁止する。
- (4) 女子カーディガン
 - ア) 指定外のカーディガンを着用していた場合は、学校で預かる。
- (5) 校章バッヂ
 - ア) 男子：学生服詰襟部分左側2～3cm程度につける。
 - イ) 女子：冬服ブレザー左襟につける。
- (6) ソックス・ストッキング・タイツ
 - ア) 色は白・黒・灰・紺色等の華美でないもの
 - イ) ルーズソックス、レッグウォーマーは禁止
- (7) 通学カバン
 - ア) ショルダーバッグ、スポーツバッグ、リュックサックのいずれかとし、教科書・副教材等が十分入るものとする。
 - イ) 口がチャック・ボタン等で閉じられること（盗難防止を含む）。
- (8) 通学靴
 - ア) サンドル、ブーツ、高価な靴、高校生としてふさわしくない靴は認めない。

*身だしなみの指導回数が多い生徒の指導

- (1) チェックカードで指導（全学年）
 - (2) チェックカード指導回数が多い生徒の指導
 - 5回 反省文5枚・保護者連絡（担任）・生徒指導部学年担当指導
 - 10回 反省文5枚・保護者連絡（担任）・生徒指導部長指導・保護者宛警告文発送
 - 15回以上 担任→学年主任→生徒指導部長→教頭→校長による段階指導
- （15回目（学年主任指導）から保護者同伴指導）

(4) 交通安全・登下校時の注意

通学距離や通学方法も今までの生活と変わる人が多い。電車通学をする時のマナー、自転車通学のルール等、蒲郡東高校生にふさわしい行動や言動を身に付けましょう。また、常に交通道徳や法規を守り、交通事故に遭わぬよう、交通事故を起こさないよう、交通安全に心がけましょう。

<交通安全について>

- ① 歩行者も自転車利用者も、交通マナーの向上に心掛け、交通事故の防止に努める。
- ② 自動二輪車・原付自転車の乗車は禁止する。(違反者は、特別指導の対象となる)

*交通事故に遭った場合

- ① 交通事故などに遭った時は、必ず自宅、学校に連絡して、自分だけで解決せずに、保護者に協力を求めること。必要に応じて、警察や救急車にも通報する。
- ② 事故に遭ったら、相手の住所・氏名・電話・車のナンバー等を記録しておく。
- ③ 交通事故を起こしたり、交通事故に遭ったりした場合は、学校に報告する。 【事故報告書】

<学校周辺の通行>

本校は学校への通学路が狭い箇所が多く、自動車・自転車・歩行者がお互いにルールをしっかりと守らないと、交通事故を起こしてしまう。

- ① 許可されていない生徒は自転車通学禁止(『自転車通学』の項参照)
- ② オートバイでの送迎は禁止する。
- ③ 徒歩(電車)通学者は、学校近辺では垣根側を通行する(危険防止のため)。

*やむをえず自動車で送迎してもらう場合

- ① 登校時については通学歩行者の危険防止のため校内への乗り入れは控える。
- ② けが等健康上の理由で、自動車で送迎してもらう時は、担任に報告する。

<電車通学者の注意事項>

- ア 電車・バスの車中では、公衆道徳を守り、譲り合いの精神を持つようにする。
- イ 乗車マナーを守り、一般乗客の乗降を妨げるような行為は慎む。
- ウ 定期券の不正使用等を絶対してはならない。
- エ 駅構内や駅周辺にゴミを放置しない。また立ち食いはしない。
- オ 通学路に、空き缶、ペットボトル等のゴミを絶対に捨てないこと。自分で出したゴミは自分で持ち帰ること。

(5) 自転車通学

本校では大勢の生徒が自転車通学をしているが、自転車置き場の広さ等を考慮して、通学距離により学校までの自転車通学を許可している。

マナーを守って事故などを起こさずに、時間的にゆとりを持って8時45分までに西門を通過しよう。自転車通学希望者は所定の手続きを行い許可を受ける。 【自転車通学許可願】

ア 愛知県条例による禁止事項

- ① 二人乗り
- ② 傘差し運転
- ③ 並列運転
- ④ イヤホン(両耳をふさいだ運転)
- ⑤ 車道の右側通行
- ⑥ 片手運転
- ⑦ 運転中のスマートフォン・携帯電話・ウェアラブル端末の使用

- イ 自転車に乗るときには、交通ルール(一時停止、夜間の灯火、雨天時のカッパ着用、スピードの出し過ぎ、左右の安全確認等)を守り、交通事故の防止に努める。
- ウ 学校周辺は道路が狭いので、指定通学路以外は通行しない。
- エ 自転車保険に加入していない場合は自転車通学許可を認めない。
- オ 許可を受けたら、ステッカーを指定場所(後部泥よけ)に貼る。
- カ 常に自転車の点検・整備(ブレーキ、ライト、鍵、ベル等)を行い、交通安全に心がける。
- キ 自転車置き場の指定された学年の場所に駐輪する。
- ク 三谷バイパスの車道の通行は禁止する(交通安全のため歩道を通ること)。また一般道で路側帯のあるところは、路側帯を通行する。
- コ ヘルメットの着用を推奨する。(努力義務)